

台東区住宅施策検討委員会設置要綱

25台都住第690号
最終改定令和5年5月15日

(設置)

第1条 良好な住宅及び快適な住環境の確保を図るため、定住まちづくりに関する施策を検討することを目的として、台東区住宅施策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定住の促進に関すること。
- (2) 公的住宅の供給に関すること。
- (3) 民間住宅の供給及び管理に関すること。
- (4) 住まいに係る区民への支援に関すること。
- (5) まちづくり及び住宅に関する総合的かつ基本的な計画の策定に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、都市づくり部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を統括する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の招集に際し、委員の中から必要な者を招集する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。
- 4 委員長は、会議の招集に代えて、委員に対する書面の回付その他委員長が指定する方法により会議を行うことができる。

(作業部会)

第5条 委員会に作業部会を置き、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 作業部会は、委員長が必要と認める事項について検討する。
- 3 作業部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する会員がその職務を代理する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、都市づくり部住宅課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年2月3日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行する。

別表1 (第3条関係)

台東区住宅施策検討委員会

委員長	都市づくり部長
委員	企画課長 財政課長 危機・災害対策課長 生活安全推進課長 区民課長 子育て・若者支援課長 産業振興課長 高齢福祉課長 障害福祉課長 環 境課長 都市計画課長 地域整備第一課長 地域整備第二課長 地域整備 第三課長 建築課長 住宅課長 交通対策課長 庶務課長

別表2 (第5条関係)

台東区住宅施策検討委員会作業部会

部会長	住宅課長
会員	企画課担当係長 財政課担当係長 危機・災害対策課担当係長 生活安全 推進課担当係長 区民課担当係長 子育て・若者支援課担当係長 産業振 興課担当係長 高齢福祉課担当係長 障害福祉課担当係長 環境課担当係 長 都市計画課担当係長 地域整備第一課担当係長 地域整備第二課担 当係長 地域整備第三課担当係長 建築課担当係長 住宅課担当係長 交 通対策課担当係長 庶務課担当係長